

久留米市
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2019年3月

目次

1. 計画の基本的事項	1
(1) 目的	
(2) 計画期間	
(3) 計画の背景・位置づけ	
(4) 対象	
2. 温室効果ガス排出量に係る数値目標	1
(1) 対象とする温室効果ガス	
(2) 数値目標	
3. 目標達成に向けた取り組み	2
4. 推進体制、点検・評価等の体制	4
(1) 全庁的な推進体制	
(2) 役割	
(3) 職員に対する研修等	
(4) 進捗管理	
(5) 公表	
(6) 計画の見直し	
(7) その他	

1. 計画の基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画で、市の事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的として策定します。

(2) 計画期間

計画策定から 2030 年度までとします。

また、計画の基準年度は 2013（平成 25）年度とします。

(3) 計画の背景・位置づけ

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく「久留米市地球温暖化防止実行計画」を平成 13 年に策定し、第 2 期、第 3 期と見直しを行いながら、節電等のエコオフィス活動を中心とした温室効果ガス排出量削減に取り組んできました。

今回の改定では、「久留米市役所エコアクションプラン（第 3 期）」の内容について、市有施設の省エネ・省 CO₂化に重点を置いた見直しを行います。

期	第 1 期	第 2 期	第 3 期
計画名	久留米市地球温暖化防止実行計画	久留米市地球温暖化防止実行計画	久留米市役所エコアクションプラン
計画年度	平成 13～18 年度	平成 19～22 年度	平成 24～26 年度

(4) 対象

市が行う事務事業及び市が所有する全ての施設を対象とします。

2. 温室効果ガス排出量に係る数値目標

(1) 対象とする温室効果ガス

市が実施する事業から排出される以下のとおりとします。

対象とする温室効果ガス	
二酸化炭素	CO ₂
メタン	CH ₄
一酸化二窒素	N ₂ O
ハイドロフルオロカーボン類	HFCs

(2) 数値目標

2013 年度の CO₂ 総排出量を 2 種類に分け、それぞれで目標値を設定します。

◆基準年度：2013 年度

◆目標年度：2030 年度

◆数値目標（2013 年度比）：

	エネルギー起源 CO ₂	非エネルギー起源 CO ₂	
		下水処理に伴う排出量（※1）	一般廃棄物の焼却に伴う排出量（※2）
中間目標 (2025 年度)	13% 削減	15%増加に留める	12.5%増加に留める
目 標 (2030 年度)	40% 削減	20%増加に留める	11.7%増加に留める

- ※1 2030年度までの下水道普及率の増加とそれに伴う下水処理量の増加を鑑みた結果、増加目標となった。
- ※2 2016（平成28）年度から、城島・三潞地域から排出される一般廃棄物の焼却処理を開始し焼却処理量が増加したため、処理開始前の基準年度（2013（平成25）年度）と比較すると増加目標となる。

3. 目標達成に向けた取り組み

市役所業務全般において、職員の環境配慮行動を基本としながら、再生可能エネルギー等の導入と技術の活用によるエネルギー利用効率化等を図ることで、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

施 策	
再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入	
	排熱・排水の利用や再生可能エネルギー等の導入を推進します （コージェネレーションシステム、下水熱、太陽光発電等）
	下水道施設において、消化ガスを利用するコージェネレーションシステムの増設を検討します
市有施設における低炭素化技術の導入	
	高効率設備機器（照明設備・空調設備・変圧器等）や節水型機器、CO ₂ 削減効果の高い機器の導入を推進します
	建築物の断熱性能の向上を図ります
	建築物の意匠について自然の採光・通風などを最大限に活用します
	建築物を長寿命化することで、新築・解体工事に伴うCO ₂ 排出抑制を図ります
	敷地内および建築物の屋上・壁面の緑化を推進します
	建築・土木資材の環境配慮型資材の活用（再生資材の活用など）を図ります
	その他建築・土木及び設備に関する低炭素化に積極的に取り組みます
	下水道施設において、処理水質を現状と同等に確保しつつ必要電力量の削減が望める処理方法の研究を行います
低炭素型ビジネススタイルへの転換	
	クールビズ・ウォームビズ・ノー残業デーの徹底・エネルギー使用の見える化等、省エネの取り組みを推進します

<p>パソコンなどの事務用機器等について、省電力化を考慮した機器の導入を検討します</p>
<p>コピー用紙使用量の削減や2 R + Rの推進等に取り組みます</p>
<p>エコマーク製品、グリーン購入法に適合した環境に配慮した製品を購入します</p>
<p>CO₂排出係数ができる限り低い電力供給事業者を選択します</p>
<p>設備機器の運転効率化、計画的な整備による効率的運用、省エネチューニングを行います</p>
<p>環境に配慮した公用車の活用</p>
<p>公用自転車の一層の活用を図ります</p>
<p>公用車を新規取得または更新する場合には、次世代自動車（EV・PHEV・HV・FCV）及び低燃費車を選定します</p>
<p>一般廃棄物処理事業における低炭素化の取り組み</p>
<p>一般廃棄物焼却の際に発生する熱を、高効率発電や熱供給設備（空調・温水利用等）に最大限活用します</p>
<p>施設内で発生する一般廃棄物焼却灰の再資源化や、排水等の再利用を推進します</p>



CO₂排出量の少ない電力を使うには

電力のCO₂排出係数

電力のCO₂排出係数とは、各電力会社が電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標です。

値が0（ゼロ）に近づくほど、その会社が化石燃料を使わずに（再生可能エネルギー等で）発電した電力を販売している、ということが分かります。

つまり、家庭や職場で使う電力をCO₂排出係数が低い電力会社から買うと、高い電力会社から買うよりも、CO₂排出量を抑えることができます、ということです。

4. 推進体制、点検・評価等の体制

(1) 全庁的な推進体制

本計画の取り組みは、久留米市地球温暖化対策等推進本部（以下「推進本部」という。本部長…環境部長）を中心に推進します。

また、本計画をより実効性の高いものにするために、推進本部の役割を明確にするとともに、必要に応じて推進本部会議、久留米市地球温暖化対策等調整部会（以下「調整部会」という。）会議、久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進部会（以下「推進部会」という。）会議等を開催し、本計画の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

(2) 役割

区分	役割
久留米市地球温暖化対策等推進本部	本部長を環境部長、部員を各部長（担当部長を除く）等とし、本計画及び区域施策編の推進及び見直し等を行う最高決定機関です。
調整部会	部会長を環境部次長、部会員を各部次長とし、必要に応じて推進本部会議で審議する内容について協議します。
事務事業編推進部会	部会長を総務部次長、部会員をエネルギー使用等に係る関係課長等とし事務事業編の推進及び見直しに関する事項を審議します。
事務局	久留米市地球温暖化対策実行計画の推進及び見直し等に係る事務を行います。

(3) 職員に対する研修等

事務局は、職員研修において、職員意識の高揚や本計画の周知徹底を図るものとします。

また、庁内メール等を活用して、全職員に地球温暖化の現状や対策の最新情報及び本計画の進捗状況等について情報提供を行います。

(4) 進捗管理

事務局は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー管理企画推進者が集計した前年度エネルギー使用量の状況等を取りまとめて温室効果ガスの排出量等を算定し、その結果を事務事業編推進部会で進捗管理していきます。

(5) 公表

事務局は、毎年度、温室効果ガスの排出量・取り組みの状況等を取りまとめて、市ホームページ等で公表します。

(6) 計画の見直し

本計画は、国内外の地球温暖化を取り巻く状況や社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(7) その他

必要な事項については、「久留米市環境マネジメントシステム」で定めます。